

赤穂市入札監視委員会  
令和4年度第1回委員会議事概要書

開催日及び場所	令和4年11月8日(火) 市役所6階 601会議室	
委員	有田 伸弘 (関西福祉大学社会福祉学部教授) 羽田 由可 (弁護士) 武内 隆幸 (兵庫県光都土地改良センター農政専門員) 家根 次代 (税理士)【欠席】	
審議対象期間	令和3年10月1日 から 令和4年3月31日 まで	
報告事項	(1) 入札状況 (2) 抽出案件について (3) 指名停止状況 (4) 談合情報など不正行為に係る情報及び対応状況 (5) 入札・指名停止などに関する苦情・申立ての状況	
審議事項 (協議事項など)	(1) 委員長・委員長職務代理の決定 委員の互選により、委員長に有田委員、委員長職務代理に羽田委員がそれぞれ選出された。 (2) 委員長あいさつ (3) 抽出案件の審議	
抽出案件	4 件	案件名
一般競争入札	(工事) 1 件	北野中浄水場第1系No.1 浄水池更新整備工事 (上下水道部水道課)
	(委託)	
指名競争入札	(工事)	
	(委託) 1 件	新田橋外橋梁補修設計業務委託 (建設部土木課)
	(物品) 1 件	赤穂市本庁舎外47施設で使用する電力供給 (総務部契約管財課)
随意契約	(工事) 1 件	ため池放流施設整備工事 (産業振興部農林水産課)
	(委託)	
	(物品)	
委員からの意見・質問、それに対する回答など なごる回答など	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容 内容内容	審査した4件とも契約は適切に行われている。	

意見・質問	回答
<p>報告事項</p> <p>(3)指名停止状況について</p> <p>指名停止状況の物品関係で、指名停止期間が2分の1となっているのは、対象業者が公正取引委員会へ申告したためか。</p>	<p>事業者が公正取引委員会に対して、課徴金減免制度に基づき申告又は情報提供を行った場合は、課徴金が減免されることとなっており、また、その事実が公正取引委員会から公表された場合には、入札参加資格制限及び指名停止基準により、指名停止期間が2分の1となる。</p>
<p>審議事項</p>	
<p>①北野中浄水場第1系No.1浄水池更新整備工事（上下水道部水道課）</p>	
<p>一般競争入札ということで、入札に参加できる対象業者は何者か。</p> <p>開札日から契約締結までの期間について、市の規則などで定められているのか。</p> <p>落札となった際の工事概要は、不調となった際の工事概要と同じ内容か。</p> <p>内容が異なる場合、予定価格も異なるということで良いか。</p>	<p>対象業者は3者である。</p> <p>赤穂市契約規程において、開札後、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならないと規定されている。</p> <p>落札となった際の工事概要は、支障となる高木の伐採などの数量を変更し労務単価なども更新しており、内容は異なっている。</p> <p>工事内容を変更していることから、予定価格は異なる。</p>
<p>②新田橋外橋梁補修設計業務委託（建設部土木課）</p>	
<p>選定理由について、まず、鋼構造及びコンクリート部門の売上高上位15者から6者とあるが、売上高をどのように把握し、なぜ上位6者となったのか。</p> <p>その他、業者選定では、どのようなことを考慮しているのか。</p> <p>業者の指名数は概ね10者程度で良いか。</p> <p>業者が辞退をすれば、次回以降の業者選定時に指名から除外するという規定はあるのか。</p> <p>令和4年度から設計業務などが一般競争入札となったのはなぜか。またそれは本格的な実施か。</p>	<p>売上高については、日経コンストラクションという冊子において把握している。15者から6者への選定については、市の入札参加資格者名簿に登録されていない業者を除外したためである。</p> <p>過去の類似業務の入札結果や業務実績も考慮している。</p> <p>委員ご指摘の通りである。</p> <p>そのような規定はない。ただし、落札決定後での契約辞退の場合には、規程により名簿から除外する場合がある。</p> <p>競争性の確保、入札参加の機会の確保ということを考慮し、設計業務などについても、一般競争入札を試行的に実施することとした。</p>

<p><b>③ため池放流施設整備工事（産業振興部農林水産課）</b></p>	
<p>本工事は、一般競争入札において執行したが、入札参加者がなく不調となっている。その要因として何が考えられるか。</p> <p>本工事と類似案件である「庁舎監視カメラ整備工事」については、予定価格超過により不調となった後、再び一般競争入札を実施して落札となっているが、本工事は入札不調後、随意契約へ移行している。 この違いは何か。</p> <p>本工事において、入札不調後、参加資格者をCランクで設定し、業者を選定しているのはなぜか。</p> <p>本工事に関する業者選定において地域性とは何か。</p> <p>ため池工事に関する質問  (1) 工事件数は何件か。  (2) ため池は市内に何か所あるか。  (3) ため池改修工事を行う実施機関及び令和4年度の件数は何件か。また入札方法は何か。</p>	<p>本工事の時期が11月～翌年の1月であったことから、業者の手持ち工事の状況により入札参加を見送ったものと分析している。</p> <p>「庁舎監視カメラ整備工事」に関しては設計内容が見直されたため、再度、一般競争入札を行ったのに対し、本工事は管を繋ぐだけの単純な工事で設計内容の変更が困難であったことから、一般競争入札は打ち切り、随意契約とした。 赤穂市では入札参加者がなく中止となった場合、原則は入札参加条件の変更又は設計の見直しを行って新たな競争入札を行うこととしているが、これができない場合は、随意契約も可能としている。</p> <p>一般競争入札において、不調などにより随意契約を行う場合は、赤穂市契約事務処理要領に基づき当該入札における参加資格者の上位の格付者から行うこととしている。 本工事の場合、一般競争入札時の参加資格者はDランク及びEランクであったため、上位の格付者であるCランクから選定した。</p> <p>工事箇所が北部の有年地区と南部の大津地区の2箇所であったため、それぞれの工事箇所から半径5km程度の範囲内にある全ての業者を選定した。</p> <p>(1) 令和3年度は本工事のみである。  (2) 市内に71か所ある。  (3) ため池の改修は兵庫県に依頼しているものが多く、令和4年度では4件あり、入札方法は一般競争入札である。</p>
<p><b>④赤穂市本庁舎外47施設で使用する電力供給（総務部契約管財課）</b></p>	
<p>赤穂市に電力供給部門で登録されている業者の中から、電気事業法で小売電気事業の登録を受けている9者を選定しているが、関西電力㈱以外辞退となっているのはなぜか。</p> <p>契約期間中、追加料金は発生しないのか。</p> <p>入札の辞退は入札日当日に分かるものなのか。</p>	<p>関西電力㈱以外の8者は新電力会社であり、コロナ禍などの要因により電気の仕入れ価格が高騰したため、市に販売するメリットがないと事業者が判断をし、辞退したものと分析している。</p> <p>燃料費調整単価高騰分が電気料金として増えることになる。令和4年度においても、9月の定例会で燃料費調整単価高騰分等を補正対応をしている。</p> <p>物品の入札については、郵便入札であり、入札書や辞退届は事前に郵便で届いているが、開封は、開札日に行うため、入札日当日に分かるものである。</p>